

令和7年度札幌市定額減税補足給付金(不足額給付金)に係る申立の案内

札幌市では、国の決定に基づき、令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付金)の算定に際し、令和5年分所得等を基に給付金の支給額を推計したこと等により、令和6年分所得税額及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来支給すべき支給額(調整給付所要額)と調整給付金の支給額(当初調整給付額)に差額が生じた方等へ、その差額を令和7年度札幌市定額減税補足給付金(不足額給付金)(以下「不足額給付」という。)として支給します。

国が提供するツールに基づいて算定した金額と、所得税実績額等に乖離がある場合等は、申し立てにより不足額給付の再算定を行いますので、下記のとおり申立書及び必要書類をご提出ください。

記

申し立てが必要な方	① 令和6年中に札幌市以外の自治体から転入された方 ② 調整給付の支給額に不足が生じている方(以下のいずれかに該当する方) ☐ 不足額給付の支給額を通知する書面に記載された、定額減税可能額又は税額が実際の金額と乖離している方 ☐ 不足額給付の支給額を通知する書面は送付されていないが、所得税及び定額減税額の実績額等から不足額給付の支給対象と見込まれる方
必要書類	①に該当する方(②にも該当する方は、②で必要な書類もご提出ください。) ・当初調整給付額がわかるもの(支給決定通知書など) ②に該当する方(例) ・令和6年分確定申告書 ・令和6年分給与所得の源泉徴収票 ・令和6年分公的年金等の源泉徴収票 ・令和6年度分個人住民税の税額変更通知書 など
提出期限	令和7年9月30日(当日必着) ※ 期限までに提出がなかった場合は、申し立てがなかったものとみなします。
注意事項	・申立書のA欄に、必要事項を記入してください。 ・必要書類は、原本ではなく写しを添付してください。 ・必要書類のマイナンバー(個人番号)は、黒塗りをした上で添付してください。 ・ご提出いただいた書類をお返しすることはできません。 ・申立書のB欄に添付できない書類はそのまま同封してください。 ・不足額給付の支給対象となる方へは、後日確認書を送付します。 ・不足額給付の支給対象とならない方へは、後日書面を送付します。

給付金の制度やお手続き方法についてのご相談ダイヤル

札幌市給付金 相談コールセンター

050-3352-2002

受付時間 平日9:00~18:00

※令和7年8月、9月は土・日・祝日(9:00~18:00)も受付しております。

制度の詳細につきましては、
札幌市公式ホームページを
ご参照ください➡



私は、調整給付所要額と当初調整給付額について差額が生じていますので、令和7年度札幌市定額減税補足給付金（不足額給付金）の再算定を申し立てます。

フリガナ		申 立 日	令和 7 年 月 日
申 立 者 氏 名	署名	電 話 番 号	※日中に連絡可能な電話番号をご記入ください
住 所			

※必要書類のマイナンバー（個人番号）は、黒塗りをした上で添付してください。

貼り付け面

令和6年分給与所得の源泉徴収票の写し

令和6年分確定申告書の写し

[illegible][illegible]

令和 6 年分公的年金等の源泉徴収票の写し

[illegible]